

議案第131号

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第31条の規定は、この条例の施行の日以後の水道メーターの検針に係る水道料金から適用し、同日前の水道メーターの検針に係る水道料金については、なお従前の例による。

提案理由

口座振替により納入する者に係る水道料金の減額制度を終了するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。